

研修の充実と教員免許更新制の発展的解消に関する 制度改正の方向性について **現在検討中の内容**

(1) 公立学校の教師に対する学びの契機と機会の確実な提供

(教育公務員特例法の改正)

- ① 任命権者は、校長及び教員ごとに研修の受講等に関する記録を作成する。
当該記録には、i) 任命権者が実施する研修、ii) 大学院修学休業により履修した大学院の課程等、iii) 任命権者が開設した免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得、iv) 資質の向上のための取組のうち任命権者が必要と認めるものを記載する。
- ② 任命権者（県費負担教職員の場合は市町村教育委員会）は、校長及び教員からの相談に応じ、資質の向上のための機会に関する情報を提供し、資質の向上に関する指導及び助言を行う。その際、教員育成指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、①の記録を活用する。
- ③ 教員研修計画に②に関して必要な事項（県費負担教職員について市町村教育委員会が行う資質の向上に関する指導助言等に関する基本的な方針を含む。）を加える。
- ④ 任命権者（県費負担教職員の場合は市町村教育委員会）は、独立行政法人教職員支援機構や大学等に情報の提供等必要な協力を求めることができることとする。

(2) 教員免許更新制の発展的解消（教育職員免許法の改正）

- ① 【今後発行される免許状】普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除する。
- ② 【施行の際現に効力を有する免許状】引き続き検討。

(3) 施行日

(1) は令和5年度当初、(2) は来年度、法律の成立後速やかに施行する方向で検討中

なお、(1) についても、法律の施行を待たず、各任命権者等において取組に着手するよう、文部科学省から促していく。

(4) その他

(2) の施行と同時に、期待する水準の研修を受けているとは到底認められない教師に対する対応や、教師の身に付けるべき資質能力を明らかにするための国の指針の改訂、ガイドラインの策定についても実施することを想定。

※「『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて」(審議まとめ)において提言されたもの